

藤沢市市税条例の一部改正について
藤沢市市税条例の一部を次のように改正する。

2026 年（令和 8 年）9 月 1 日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市市税条例の一部を改正する条例

藤沢市市税条例（平成 10 年藤沢市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条の 3 第 3 項中「第 15 条第 14 項」を「第 15 条第 13 項」に改め、同条第 4 項中「第 15 条第 21 項」を「第 15 条第 20 項」に改め、同条第 5 項中「第 15 条第 22 項第 1 号」を「第 15 条第 21 項第 1 号」に改め、同条第 6 項中「第 15 条第 22 項第 2 号」を「第 15 条第 21 項第 2 号」に改め、同条第 7 項中「第 15 条第 22 項第 3 号」を「第 15 条第 21 項第 3 号」に改め、同条第 8 項中「第 15 条第 23 項第 1 号」を「第 15 条第 22 項第 1 号」に改め、同条第 9 項中「第 15 条第 23 項第 2 号」を「第 15 条第 22 項第 2 号」に改め、同条第 10 項中「第 15 条第 25 項第 1 号」を「第 15 条第 24 項第 1 号」に、「2 分の 1」を「3 分の 1」に改め、同条第 11 項中「第 15 条第 25 項第 2 号」を「第 15 条第 24 項第 2 号」に、「14 分の 11」を「2 分の 1」に改め、同条第 12 項中「第 15 条第 25 項第 3 号」を「第 15 条第 24 項第 3 号」に、「12 分の 7」を「2 分の 1」に改め、同条第 13 項中「第 15 条第 25 項第 4 号」を「第 15 条第 24 項第 4 号」に、「3 分の 1」を「12 分の 7」に改め、同条第 14 項中「第 15 条第 28 項」を「第 15 条第 27 項」に改め、同条第 15 項中「第 15 条第 32 項」を「第 15 条第 31 項」に改め、同条第 16 項中「第 15 条第 37 項」を「第 15 条第 36 項」に改め、同条第 17 項中「第 15 条第 40 項」を「第 15 条第 39 項」に改める。

第 30 条の 3 及び第 30 条の 4 中「第 12 条第 19 項」を「第 12 条第 20 項」に改める。

附則中第２３項を第２４項とし、第２２項を第２３項とし、第２１項の次に次の１項を加える。

（令和９年度分から令和１０年度分までの軽自動車税の税率の特例）

２２ 法附則第３０条第２項第１号及び第２号に規定する３輪以上の軽自動車に対する第３３条の規定の適用については、当該軽自動車が令和８年４月１日から令和９年３月３１日までの間に初めて道路運送車両法第６０条第１項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合においては令和９年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までの間に初めて同指定を受けた場合においては令和１０年度分の軽自動車税に限り、第３３条第２号イ中「３,９００円」とあるのは「１,０００円」と、同号ウ中「６,９００円」とあるのは「１,８００円」と、同号エ中「１０,８００円」とあるのは「２,７００円」と、同号オ中「３,８００円」とあるのは「１,０００円」と、同号カ中「５,０００円」とあるのは「１,３００円」とする。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則中第２３項を第２４項とし、第２２項を第２３項とし、第２１項の次に１項を加える改正規定は、令和９年４月１日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

２ 令和６年４月１日から令和８年３月３１日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）附則第１５条第２５項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、地方税法等の一部が改正されたことを受けて、固定資産税の課税標準の特例割合を定め、及び軽自動車税に係る特例の延長を行うことに伴い所要の改正等をする必要による。